

令和5年10月10日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

「新生児聴覚検査の実施について」の一部改正について

拝啓 時下ますますご清祥のことと、お慶び申し上げます。

今般、「新生児聴覚検査の実施について」(厚生労働省通知)の一部改正について、日本医師会より本会に周知方依頼がありました。

本件は、小児難聴の主要な原因の一つである先天性サイトメガロウイルス感染症について、以下の①②を踏まえ、同通知の一部を改正し、本年10月3日より適用するものです。

- ① 医師主導治験の成果により、症候性先天性サイトメガロウイルス感染児に対して早期に抗ウイルス薬による治療を実施することにより、難聴の進行を抑制する新たな知見が示され、当該抗ウイルス薬が、症候性先天性サイトメガロウイルス感染症に対する治療薬として初めて保険適用されたこと
- ② 関連する診療ガイドライン等において、新生児聴覚検査の確認検査でリファー(再検査)になった場合、生後21日以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を行うことが強く推奨されていること

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、新生児聴覚検査の円滑な実施に向け、貴会の関係医療機関等への周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

○改正の内容

- ・市町村は、新生児聴覚検査の受診結果を確認し、確認検査でリファー(要再検)となった児に対しても適切な指導援助を行うよう努めること
- ・市町村は、周知啓発に当たり、確認検査でリファー(要再検)となった児の保護者に対し、必要に応じて、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査についての情報提供を行うことも考慮すること
- ・都道府県の協議会において、確認検査でリファー(要再検)となった児に対する先天性サイトメガロウイルス感染症の検査が強く推奨されていることを踏まえた対応についても協議すること
- ・検査を実施する医療機関は、新生児聴覚検査の確認検査でリファー(要再検)となったケースについて、先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を遅滞なく実施できる体制を整える等の検査体制の整備や適切な対応を行うこと
- ・確認検査でリファー(要再検)となった場合、生後21日以内に先天性サイトメガロウイルス感染症の検査を実施することが推奨される旨を追記したこと

大阪府医師会地域医療1課・湯口

TEL 06-6763-7012 FAX 06-6766-2875